

子ども虐待をなくそう! 11月は「児童虐待防止推進月間」です

子ども虐待は、子どもの人権を著しく侵害するもので「こころ」と「からだ」に大きな傷を残し、子どもの将来に悪影響を及ぼします。市や児童相談所に寄せられる児童虐待相談件数も年々増加しており、児童虐待問題は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

市では、深刻化する児童虐待に対応するため、11月の「児童虐待防止推進月間」に併せ児童虐待防止に向け、オレンジリボンの配付・着用をし、オレンジリボンキャンペーンによる啓発活動を実施します。



オレンジリボンキャンペーンとは、「子ども虐待防止」の象徴として「オレンジリボン」を広める市民運動です。「オレンジリボン」には、子ども虐待の現状を広く知らせ、子ども虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるように、という気持ちをこめています。

●児童虐待とは？

種 類	内 容
身体的虐待	殴る、蹴る、タバコの火を押し付ける、熱湯をかける、戸外に締め出す、異物を飲ませるなど
性的虐待	性的行為を強要する、性器や性交を見せる、ポルノの被写体にするなど
ネグレクト	適切に食事を与えない、ひどく不衛生なままにする、医者 の診察を受けさせない、登校させない、車内や室内に放置するなど
心理的虐待	言葉による脅かし、無視・拒否的な態度、子どもの目の前で の配偶者への暴力、きょうだい間での著しい差別的態度

●ひとりで悩まないで

誰もが子育てに悩みをもっています。ひとりで悩まず、家族や友人、市の相談窓口、子育て支援センターや児童相談所などに相談しましょう。

●周囲の人の「気づき」から始まる虐待防止

あなたの周りに虐待を受けたのではないかとと思われるお子さんがいたら、迷わず児童福祉課や児童相談所などに通告してください。あなたの秘密は守られます。児童虐待を防ぐためには、一人ひとりが「子どもを虐待から守る」という意識をもって、地域や社会全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。子育てしている人が孤立しないよう話し相手になるなど、皆さんの温かいまなざしと行動が、子どもたちを虐待から守り、子育ての悩みを抱える親たちをも救うことにつながります。

●児童虐待相談窓口

下野市児童福祉課子育て支援グループ ☎52-1114
 県南児童相談所 ☎24-6121

下野市要保護児童対策地域協議会

障がい福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先

社会福祉課 ☎52-1112

⑩心身障がい者に係る自動車取得税の免除・自動車税の減免について

身体が不自由であったり、心身の発達や精神に障がいがあったりする方のために使用される自動車について、一定の要件のもとに自動車取得税・自動車税を免除（減免）しています。

（関連HP http://www.pref.tochigi.lg.jp/life/zeikin/zeikin/car_genmen01.html）

●対象者

- ・身体障がい者手帳の交付を受けている方のうち、免除（減免）を受けることができる方の範囲に該当する方
- ・戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、一定の要件に該当する方
- ・療育手帳の交付を受けている方のうち、障がいの程度の欄に「A」、「A1」又は「A2」と表示されている方
- ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、障がいの程度が1級の方

●対象となる自動車

専ら障がいのある方のために使用される次の自動車

- ・障がいのある方が所有（登録）し、運転する自動車
- ・障がいのある方又は障がいのある方と生計を同じくする方が所有（登録）し、障がいのある方と生計を同じくする方が運転する自動車（障がいのある方が同乗して使用される必要があります）
- ・障がいのある方又は障がいのある方を常時介護する方が所有（登録）し、障がいのある方を常時介護する方が運転する自動車（障がいのある方が同乗して使用される必要があります）

●問い合わせ先 栃木県税事務所 ☎0282-23-3411 自動車税事務所 ☎028-658-5521